

介護予防短期入所生活介護利用料金

施設利用料（個人負担1割の金額）

	1日あたりの自己負担額	
	従来型個室	多床室
要支援1	451円	451円
要支援2	561円	561円

※個人負担2割の場合は2倍の金額となります。

※個人負担3割の場合は3倍の金額となります。

※平成17年9月30日以前から継続利用の方で、従来型個室を利用されている方は多床室の利用料が適用となります。

送迎費用 事業実施地域内 片道184円（三島町、柳津町、会津坂下町、金山町、昭和村、湯川村、会津若松市、会津美里町、喜多方市）

通常の実施地域を越えて行う介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域の境界から、1キロメートルにつき50円です。

食費 食事提供を行った分のみ請求いたします。利用者の所得に応じたの限度額は下のとおりです。

1日あたりの負担限度額				
第1段階	第2段階	第3段階		第4段階（通常）
300円	600円	①1,000円	②1,300円	1,445円

朝食：409円、昼食：567円、夕食：469円

（内訳 食材料費：朝200円、昼358円、夕260円 調理費：1食につき209円）

滞在費 1日あたりの負担限度額（通常は第4段階）、また利用者の所得に応じたの限度額は下のとおりです。

	1日あたりの負担限度額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階（通常）
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	915円

※平成17年9月30日以前からの継続利用で、従来型個室を利用の方は多床室の滞在費が適用となります。

- (1) サービス体制強化加算 (I) ・介護福祉士80%以上
 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上
 ・サービスの質の向上に資する取組を実施
 上記のいずれかに該当する場合について 1日 22円
- (2) サービス提供体制加算 (II) ・介護福祉士60%以上 1日 18円
- (3) サービス提供体制加算 (III) ・介護福祉士50%以上
 ・常勤職員75%以上
 ・勤続7年以上30%以上
 上記のいずれかに該当する場合について 1日 6円

《病状にあわせた食事を提供した場合》

療養食加算 1日3回を限度 1回 8円

- (1) 生産性向上推進体制加算 (I) 1ヶ月1回 100円
 (2) 生産性向上推進体制加算 (II) 1ヶ月1回 10円

介護職員等処遇改善加算

加算の種類	日 数	料 金
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月利用単位数に対して	14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月利用単位数に対して	13.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1ヶ月利用単位数に対して	11.3%
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1ヶ月利用単位数に対して	9.0%

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福島県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、入所者に対し、指定介護予防短期入所生活介護サービスを行った場合にいずれか一つのみ算定する。

その他の利用料金

	費 用	備 考
理容費	カット 1,500円 丸刈り 1,400円	
美容費	カット 2,000円 パーマ(部分) 5,000円 パーマ(全体) 6,500円 白髪染め 4,000円	※カット…顔そり付 ※パーマ…カット付
買い物代金、各種支払いの代金、申請・申告等にかかる手数料、日常生活(レクリエーション費用、買い物サービス費用を含む)において通常必要とするものにかかる費用、施設の行事などの際に提供する特別なお茶菓子代	実費	利用者様が負担することが適当と認められる費用
入所者の希望により、特別な食事の提供に伴い必要となる費用	実費	
複写物の交付 複写物を必要とする場合	コピー代(A4サイズ用紙) 1枚 10円	利用者様はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

※各号に掲げるものの他、生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用